

令和3年10月25日
参考資料

住民監査請求の監査結果について

(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第7弾に関する件)

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を受理した日

令和3年8月24日

2 請求人

県民1名

3 請求結果の決定日

令和3年10月21日

4 請求結果の概要等

請求結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり

(請求人の氏名及び住所を省略している。)

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 高瀬 電話 045-285-5053

副課長 中嶋 電話 045-285-5054

住民監査請求の監査結果の概要

(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第7弾に関する件)

住民監査請求の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）交付事業（以下「本件協力金交付事業」という。）において、県が時短営業の要請により減収となっていない食品衛生法の営業許可を受けた飲食店事業者（以下「許可名義人」という。）に本件協力金を交付したことは、地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に定める目的に反するため、違法又は不当な公金の支出に当たり、これにより県に損害が生じているとして住民監査請求がなされたものである。

1 監査の結果

令和3年8月24日に受理した住民監査請求について、同年10月21日、監査委員の合議により、請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 請求の要旨

県が国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）を活用した本件協力金交付事業は、時短営業の要請により減収を受けていることが交付要件でなければならず、減収のない者に本件協力金を交付することは、制度要綱に定める地方創生臨時交付金の目的に反し違法な支出となる。

しかし、県は、減収を本件協力金の交付要件としていないため、本件協力金のすべてが制度要綱に定める目的に反して違法に支出されたことになり、事業者への交付額全額が県の損害となる。

よって、本件協力金が交付されたことにより県が受けた損害を、中小企業支援課において損害を防止する立場にあった職員に対し賠償させるよう求める。

3 判断の理由（要旨）

本件監査請求に関し、県が許可名義人に本件協力金を交付したことは、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

制度要綱で定める地方創生臨時交付金の目的には「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」が挙げられており、本件協力金交付事業は、県による時短営業の要請を効果的に実施し感染拡大を防止する目的のため、要請に応じた対象者に本件協力金を交付するものであることから、制度要綱に定める目的に適合するものである。

そして、制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業については時短営業の要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法の営業許可を受けた者等をいう。）に対する協力金等の給付に該当する事業であるとされており、対象者が時短営業の要請により減収となっていることは、協力要請推進枠交付金等の交付要件とはされていない。一方、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、県は、制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないこととされている。

したがって、県が本件協力金交付事業において、減収となっていない許可名義人に対して本件協力金を交付したとしても、制度要綱に定める目的に適合しており、また、制度要綱等に従い本件協力金を交付したもので、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、これにより県に損害は生じていない。

以上のことから、本件監査請求には理由がない。

監第 1234 号
令和3年10月22日

請求人
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上	英 嗣
同	太 田	眞 晴
同	吉 川	知 恵 子
同	嶋 村	た だ し
同	てらさき	雄 介

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和3年8月24日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第2 請求の内容

1 請求人から提出された令和3年8月13日付け請求書の内容

（原則、内容は原文「1. 請求の要旨」及び「2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に、原文中「, (コンマ)」のあった箇所を「、(読点)」に変更するなどそれぞれ表記を改めた。）

1. 請求の要旨

新型コロナ感染対策として飲食店に対する時短要請にともない、飲食店に交付される新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第7弾（以下協力金という）は、時短要請による減収の被害を補償するためのものであり一般にもそのように理解されている。しかし、県は飲食店営業許可名義人であれば減収のない者に対しても協力金を交付したため、減収もないのに多額の協力金を受け取って笑いが止まらない許可名義人が多数出現している始末である。公金をこのように支出して正当であるなどとは到底理解

し得ず納税者から見て許しがたい行為である。食品衛生法に基づく飲食店営業許可は、その第1条のとおり「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止」することを目的とした許可制度である。許可名義人は、食品衛生責任者であるにすぎず、その店で収益をしているとは限らず、他の者に営業を委託している場合、時短要請による売上減収は委託を受けて現実に営業行為をした者に生じるが、許可名義人は仕入も経費も負担していないから減収はない。このような場合でも許可名義人は衛生管理さえ履践していれば食品衛生法上違法ではない。

協力金の原資は、国から県に交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、臨時交付金という）であり、その新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（以下、国の要綱という）には、

第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

「新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図ることを目的とする」とある。

そうだとすると、この臨時交付金を使った県の協力金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止の影響を受けている住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応を目的に交付されなければならない。そして、住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応は、飲食店においては時短要請による減収により必要となるものである。したがって、減収を受けていることが協力金の交付要件でなければならない、減収のない者に交付することは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的に反し違法な支出となる。

しかし、県は、協力金の交付要件として、営業許可名義人であれば減収を要件とせず、逆に減収を受けていても営業許可名義人でない者には交付しない要件とした。そのため、住民生活の支援、事業継続や雇用維持等の必要性の審査もされないまま、これらの必要性がない減収のない者に協力金を交付し、国からの交付金を国の要綱に反して違法に支出している。

県が協力金を交付している減収のない営業許可名義人は、時短要請の影響を受けておらず、住民生活の支援の必要性も、事業継続支援の必要性もない。店舗運営は他者に委託をしているので、営業許可名義人が誰かを雇用しているわけではないから雇用維持等の必要性もない。

（違法不当な支出と損害の特定）

県のサイト https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_7th.html によると、少なくとも令和3年8月6日時点 28400 件交付されており、そのす

すべての申請人について、減収があるとの審査がされていないから、すべての協力金の支出が、国の要綱の

第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

「新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図ること」以外の目的に違法に支出されたことになり、交付額全額が県の損害となる。即ち、国の要綱に反した協力金の交付に国からの臨時交付金を使うことはできず、県の財産から減収のない許可名義人に支払われたことになるからである。なお、支払金額は下記最高裁判決によれば摘示不要と解される、支払先は協力金を交付したすべての申請者である。

平成16年12月7日最高裁判決は、「住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである。そして、この理は、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではない。」とする。

これを本件監査請求についてみれば、協力金申請の各審査においてそれぞれ事務処理上不適切な支出とされたものである協力金の支出が違法な公金の支出であるとして、これによる県の損害をてん補するために必要な措置を講ずることを求めるものであり、県中小企業支援課の各審査においては、それぞれ対象とする協力金の支出について1件ごとに不適切なものであるかどうかを審査したのであろうから、本件監査請求において、対象とする各支出に係る支出年月日、支出金額等の詳細が個別的、具体的に摘示されていなくとも、県監査委員において、本件監査請求の対象を特定して認識することができる程度に摘示されていたものということができる。そうすると、本件監査請求は、請求の対象の特定に欠けるところはないというべきである。

（求める措置）

上記、協力金第7弾で交付された協力金により上記県が受けた損害を、中小企業支援課の損害を防止する立場にあった職員に対し賠償させるよう求める。

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

県監査委員には県議会議員が含まれており、例えばその議員が、自分の選挙区の営業許可名義人から、減収がなくても協力金を受取れるようひとつよろしくと頼まれ、中小

企業支援課に対し、減収要件を除外した交付要件とするよう働きかけをするということとはよくあることである。このような場合公正な監査が期待できない。

このような疑いのなかで、外部監査を拒否すれば、かえって上記のような事情を覆い隠すために外部監査を拒否しているのではないかと疑われ、監査結果について県民の信頼を得ることはできない。

この点、令和3年7月16日付けの類似の住民監査請求結果においては、監査委員は、地方自治法に「公正不偏な態度を保持して監査等を行わなければならない」と規定されているから、当該監査委員が中小企業支援課に対し、減収要件を除外した交付要件とするよう働きかけをしていたとしても公正な監査をするはずだから、外部監査委員による監査は必要ないとの見解が述べられている。しかし、そのような監査結果を県民は信用しないであろうし、地方自治法の特定の条項のみを取り出して、法が外部監査制度を設けた趣旨を見落とした法的素養に欠けた見解であると言わざるを得ない。

このように、県監査委員には弁護士が1名しかおらず、監査委員全体法的素養の担保がない。

法令の各条項は目的条項を基に解釈されなければならないところ、法的素養に乏しい者は個別の条項にとらわれて、目的条項を読みもしない場合が多い。このような解釈をすると結論が真逆になる場合がある。令和3年7月16日付けの類似の住民監査請求結果をみても、国の要綱の個別の条項のみにとらわれて、目的条項をまったく読まずに監査がされたため、結論が真逆になっており、本監査請求をせざるを得なくなっている始末である。

よって、営業許可名義人から、減収がなくても協力金を受け取れるよう頼まれ、中小企業支援課に働きかけをしていないことの宣言や疎明もない県議会議員による監査では、公正な監査は期待できず、県民から疑われるばかりであり、県監査委員の法的素養の担保がなく、制度趣旨や目的条項の読解は期待できず、個別の条項のみにとらわれた判断がされ結論が真逆になる可能性が高い。このような監査により県民が著しい不利益を蒙ることになるので、外部監査委員による監査を求める。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_7th.html

(上記URLにアクセスすると、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)について」と題する県のウェブページが表示され、当該協力金の概要、交付額、交付状況等が記載されているが、本件監査請求において、当該ウェブページの写し等は添

付されていない。)

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和3年8月24日付けをもって受理した。

第4 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は、「第2 請求の内容-1 請求人から提出された令和3年8月13日付け請求書の内容」のとおり、「議員が、自分の選挙区の営業許可名義人から、減収がなくても協力金を受取れるようひとつよろしくと頼まれ、中小企業支援課に対し、減収要件を除外した交付要件とするよう働きかけをするということはよくあることである」「営業許可名義人から、減収がなくても協力金を受け取れるよう頼まれ、中小企業支援課に働きかけをしていないことの宣言や疎明もない県議会議員による監査では、公正な監査は期待できず、県民から疑われるばかりであり、県監査委員の法的素養の担保がなく、制度趣旨や目的条項の読解は期待できず、個別の条項のみにとらわれた判断がされ結論が真逆になる可能性が高い」ことなどを理由に、法第252条の43第1項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかしながら、法第198条の3第1項において、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い、常に公正不偏な態度を保持して、監査等を行わなければならないと規定されており、法制度上も普通地方公共団体の議会、長等他の機関から独立した行政機関として位置づけられているところ、法第196条第1項本文では、議員もその監査委員に選任されることが予定されているのであり、客観的な根拠のない主観的な憶測をもって監査委員に公正な監査が期待できないとする請求人の主張には理由がない。

また、本件監査請求は、一般的な公金の支出業務である新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7弾）（以下「本件協力金」という。）の交付に関わるものであり、その財務会計上の行為の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員に代わる外部の者による判断を必要とする事案であるとは認められない。

以上のことから、本件監査請求において、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

第5 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述希望の有無

(1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の希望の有無

請求人から、陳述を行わない旨の申し出があったので、陳述は実施しなかった。

2 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

本件協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「地方創生臨時交付金」という。）を活用して交付されるものであることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）において地方創生臨時交付金の目的とされている、新型コロナウイルスの感染拡大の防止の影響を受けている住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応のため交付されなければならない。飲食店においては、県による夜間営業時間の短縮（以下「時短営業」という。）の要請により減収となっていることが本件協力金の交付要件でなければならない。しかし、県は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）による営業許可を受けた名義人（以下「許可名義人」という。）であることを本件協力金の交付要件とする一方で、時短営業の要請により減収となっていることは交付要件としていないことから、必要な審査も行わないまま、住民生活の支援、事業継続や雇用維持等の必要性がない減収となっていない許可名義人にも本件協力金を交付している。これは、国からの地方創生臨時交付金を制度要綱に規定する目的に反して違法に支出したもので、県に損害が生じている。

以上のことから、県が、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件協力金の交付に係る事業（以下「本件協力金交付事業」という。）を所管する産業労働局中小企業部中小企業支援課（以下「中小企業支援課」という。）及び本件協力金の財源となっている地方創生臨時交付金に係る事務を所管する政策局自治振興部地域政策課（以下「地域政策課」という。）を選定した。そして、令和 3 年 9 月 29 日 10 時から神奈川県庁新庁舎 3 階第 2 監査室において中小企業支援課の職員調査を実施し、本件協力金の交付状況等について聴取を行うとともに、同年 10 月 1 日 13 時 30 分から神奈川県庁新庁舎 3 階第 1 監査室において地域政策課の職員調査を実施し、地方創生臨時交付金に関する制度概要等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

中小企業支援課及び地域政策課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 中小企業支援課

ア 本件協力金の交付状況について

令和3年9月24日現在における本件協力金の交付状況は、以下のとおりである。

- 申請件数 28,652 件
- 処理済件数 27,955 件
- 実績交付額 43,312,580 千円

イ 本件協力金交付事業について

本件協力金交付事業は、制度要綱や関連する内閣府発出の事務連絡などに基づき新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これにより国から交付を受けた地方創生臨時交付金を活用して実施している事業である。

ウ 本件監査請求に対する見解について

- (ア) 請求人の「県は飲食店営業許可名義人であれば減収のない者に対しても協力金を交付した」及び「減収を受けていることが協力金の交付要件でなければならず、減収のない者に交付することは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的に反し違法な支出となる」との主張に対する見解について

制度要綱によれば、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金及び即時対応特定経費交付金（以下「協力要請推進枠交付金等」という。）の交付対象事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等（令和2年11月1日以降に新たに行うものに限る。以下「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法第52条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下「3 監査対象箇所への調査」において同じ。）に対する協力金等（協力金、支援金その他名目のいかなを問わず、要請等に応じた対象者に対して支出する金銭をいう。以下同じ。）であって、特措法に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされている。

十分な財源を持たない県は、地方創生臨時交付金を財源として本件協力金を交付せざるをえず、そのためには、本件協力金交付事業が上記の交付対象事業に該当する必要があることから、本件協力金の交付対象者を許可名義人としたところである。

したがって、請求人の主張は失当である。

- (イ) 請求人の「この臨時交付金を使った県の協力金は、新型コロナウイルスの感染

拡大の防止の影響を受けている住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応を目的に交付されなければならない」との主張に対する見解について

本件協力金交付事業は、時短営業の要請を効果的に実施し感染拡大を防止するために、県の時短営業の要請に応じた対象者に本件協力金を交付するものである。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A（第5版／令和3年4月1日。以下「地方創生臨時交付金Q&A」という。）において、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金については、「現下の感染状況を踏まえて、今後の感染拡大を予防するために、効果的な営業時間短縮の要請等を行う地方公共団体を支援するためのものである」とされている。

したがって、本件協力金交付事業が新型コロナウイルスの感染拡大の防止の影響を受けている住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応を目的に交付されなければならないとする請求人の主張は失当である。

- (ウ) 請求人の「すべての協力金の支出が、国の要綱の第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的「新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図ること」以外の目的に違法に支出されたことになり、交付額全額が県の損害となる」との主張に対する見解について

県は、制度要綱等に基づき、本件協力金交付事業を適正に実施しており、請求人が主張する違法性や損害額は存在していないため、請求人の主張は失当である。

(2) 地域政策課

ア 地方創生臨時交付金について

制度要綱の「第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的」によれば、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることを目的として、国が地方公共団体に交付する交付金であるとされている。そして、地方創生臨時交付金は、上記の政策目的を実現するために予算措置された予算補

助に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第2条第1項第4号に該当する給付金である。

また、上記の「新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」という文言について、地方創生臨時交付金制度を所管する内閣府に照会したところ、「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」「感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、『新しい生活様式』を踏まえた地域経済の活性化等への対応」及び「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」の3つに地方創生臨時交付金の目的が区分されるものであるとの回答を受けた。

イ 制度要綱等について

制度要綱は、地方創生臨時交付金について基本的な枠組みを定めた事務次官連名通知である。

また、地方創生臨時交付金Q&Aにおいて、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金については、「現下の感染状況を踏まえて、今後の感染拡大を予防するために、効果的な営業時間短縮の要請等を行う地方公共団体を支援するためのものであることから、従来の通常分交付金と異なり、要請に応じた対象者に対する協力金等の給付に該当する事業に用途を限定している」としている。

なお、協力要請推進枠交付金の創設に伴い制度要綱を改正した際には、事務連絡において、協力要請推進枠交付金に係る制度要綱の今後の運用が定められた。

ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について

本件協力金交付事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する国の交付金事業であり、国は、県に対して、地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠交付金を交付することにより、本件協力金交付事業に要する費用の8割を負担し、県は残りの2割を負担することとなっている。ただし、県負担分は、地方創生臨時交付金（通常分）を活用することが可能となっており、さらに、県負担分が一定額を上回る場合には、国は、県に対して、地方創生臨時交付金のうち即時対応特定経費交付金を追加的に交付することとしている。

このため、本件協力金交付事業に要する費用の内訳は、以下のとおりである。

総事業費 44,757,591 千円
(内訳)

- 協力要請推進枠交付金充当額 35,275,914 千円
- 即時対応特定経費交付金充当額 8,378,029 千円
- 地方創生臨時交付金（通常分）充当額 1,103,648 千円

なお、地方創生臨時交付金は、「ア 地方創生臨時交付金について」のとおり、補助金適正化法の対象となる給付金であり、県は、「イ 制度要綱等について」のとおり、制度要綱に定める地方創生臨時交付金の交付要件や事務連絡で示された制度要綱の運用等に従い、本件協力金交付事業を実施しなければならないこととされている。

エ 協力要請推進枠交付金等に係る交付対象事業について

「ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について」のとおり、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないこととされている。そして、制度要綱において、協力要請推進枠交付金等については、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う要請等に応じた対象者に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業が交付対象事業であるとされている。

オ 請求人の「県は飲食店営業許可名義人であれば減収のない者に対しても協力金を交付した」及び「減収を受けていることが協力金の交付要件でなければならない、減収のない者に交付することは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的に反し違法な支出となる」との主張に対する見解について

「エ 協力要請推進枠交付金等に係る交付対象事業について」のとおり、協力要請推進枠交付金等については、制度要綱において、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う要請等に応じた対象者に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業とされており、当該対象者が減収となっていることは要件とされていないことから、「減収を受けていることが本件協力金の交付要件でなければならない」などとする請求人の主張は失当である。

第6 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による中小企業支援課及び地域政策課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件協力金の交付根拠について

本件協力金交付事業は、制度要綱等に基づき実施計画を作成し、これにより国から交付を受けた協力要請推進枠交付金等の地方創生臨時交付金を活用して実施する国の交付金事業である。そして、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることを目的とする予算補助である。

(2) 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び用途について

制度要綱によれば、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業は、特措法第 24 条第 9 項に基づき都道府県対策本部長が行う要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法第 52 条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下「1 認定した事実」において同じ。）に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされている。

また、地方創生臨時交付金 Q & A において、地方創生臨時交付金のうち、協力要請推進枠交付金については、「現下の感染状況を踏まえて、今後の感染拡大を予防するために、効果的な営業時間短縮の要請等を行う地方公共団体を支援するためのものであることから、従来の通常分交付金と異なり、要請に応じた対象者に対する協力金等の給付に該当する事業に用途を限定している」としている。

なお、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないとされているところ、時短営業の要請により減収となっていることは、協力要請推進枠交付金等の交付要件とはされていない。

(3) 本件協力金交付事業における国と県の負担について

「第 5 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(2) 地域政策課－ウ 本件協力金交付事業における国と県の負担割合について」のとおり。

(4) 本件協力金交付事業の実施について

本件協力金交付事業は、県が国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施する国の交付金事業である。

地方創生臨時交付金は、補助金適正化法の対象となる給付金であり、県は、補助金適正化法のほか、制度要綱に定める地方創生臨時交付金の交付要件や事務連絡で示された制度要綱の運用等に従い、本件協力金交付事業を実施しなければならないこととされている。

また、制度要綱で定める地方創生臨時交付金の目的には、「感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、『新しい生活様式』を踏まえた地域経済の活性化等への対応」「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」のほか、「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」も挙げられており、本件協力金交付事業は、時短営業の要請を効果的に実施し感染拡大を防止する目的のため、要請に応じた対象者に本件協力金を交付するものである。

(5) 本件協力金交付事業の交付要件について

国は、制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業は、前記「(2) 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び用途について」のとおり、特措法第 24 条第 9 項に基づき都道府県対策本部長が行う要請等に応じた対象者に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとしており、これを受けて、県は、許可名義人を本件協力金の交付要件としている。

なお、制度要綱等において、時短営業の要請により減収となっていることは、協力要請推進枠交付金等の交付要件とはされていない。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

(1) 県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第 242 条第 1 項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて

本件監査請求において、請求人は、本件協力金は、制度要綱において地方創生臨時交付金の目的とされている、新型コロナウイルスの感染拡大の防止の影響を受けている住民生活の支援、事業継続や雇用維持等への対応のため交付されなければならない、飲食店においては、県による時短営業の要請により減収となっていることが本件協力金の交付要件でなければならないところ、県は、許可名義人であることを本件協力金の交付要件とする一方で、時短営業の要請により減収となっていることを交付要件としていないことから、減収となっていない許可名義人にも本件協力金を交付していると主張する。

しかしながら、「1 認定した事実-(4) 本件協力金交付事業の実施について」のとおり、制度要綱で定める地方創生臨時交付金の目的には、「感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、

『新しい生活様式』を踏まえた地域経済の活性化等への対応」「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」のほか、「新型コロナウイルスの感染拡大の防止」も挙げられており、本件協力金交付事業は、時短営業の要請を効果的に実施し感染拡大を防止する目的のため、要請に応じた対象者に本件協力金を交付するものであることから、制度要綱に定める目的に適合するものである。

そして、「1 認定した事実-(2) 協力要請推進枠交付金等の交付対象事業及び用途について」のとおり、制度要綱において、協力要請推進枠交付金等の交付対象事業については、特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法第52条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。）に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付に該当する事業であるとされており、時短営業の要請により減収となっていることは、協力要請推進枠交付金等の交付要件とはされていない。一方、本件協力金交付事業は、国から地方創生臨時交付金の交付を受けて実施される国の交付金事業であるため、県は、制度要綱等に従い本件協力金を交付しなければならないこととされている。

したがって、県が、本件協力金交付事業において、減収となっていない許可名義人に対して本件協力金を交付したとしても、制度要綱に定める目的に適合しており、また、制度要綱等に従い本件協力金を交付したもので、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。

(2) 本件協力金を許可名義人に交付したことにより、県に損害が生じているか否かについて

「(1) 県が、本件協力金交付事業において、本件協力金を許可名義人に交付したことが法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて」のとおり、減収となっていない許可名義人に対して本件協力金を交付したとしても、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえないことから、県に損害は生じていない。

3 結論

以上のことから、県が本件協力金交付事業において、減収となっていない許可名義人に対して本件協力金を交付したとしても、制度要綱に定める目的に適合しており、また、制度要綱等に従い本件協力金を交付したもので、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、これにより県に損害は生じていないことから、本件監査請求には理由がない。